（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　飲食料品製造業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　飲食料品製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一　中分類〇九　食料品製造業

二　小分類一〇一　清涼飲料製造業

三　小分類一〇三　茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

四　小分類一〇四　製氷業

五　小分類五六三　食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）

六　細分類五五六二一　総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

七　細分類五五八一一　食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

八　細分類五五八六一一　菓子小売業（製造小売）

九　細分類五五八六三一　パン小売業（製造小売）

十　細分類五五八九六一　豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○特許庁告示第七号

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第四項の規定に基づき、特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式を次のように定め、令和八年五月二十一日から施行する。

令和八年四月三十日　特許庁長官　河西　康之

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第四項の規定に基づく特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式

1．ファイル形式　電磁的記録の複製のファイル形式は、ＰＤＦ形式、ＪＰＥＧ形式、ＰＮＧ形式、ＭＰ４形式又はＭＰ３形式とする。ただし、当該電磁的記録を上記に掲げるファイル形式により複製することが困難な場合には、当該電磁的記録の複製のファイル形式は、当該電磁的記録のファイル形式とする。

電磁的記録のファイル形式が上記に掲げるファイル形式である場合には、光ディスクには電磁的記録の複製を記録しなくてもよい。

2．ファイル名

・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”(号証の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“号証の複製.”＋ファイル形式

・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”(号証の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“号証の”＋“△”（枝番の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“の複製.”＋ファイル形式

例１）枝番無し（枝番を除く証拠の数が10以上99以下）の場合：甲01号証の複製. pdf

例２）枝番有り（枝番を除く証拠の数が100以上999以下、枝番の数が10以上99以下）の場合：乙119号証の01の複製. pdf

○特許庁告示第八号

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日　特許庁長官　河西　康之

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する告示

特許法施行規則第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスク（令和四年特許庁告示第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づく光ディスク	特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第六項の規定に基づく光ディスク
1．媒体　提出される光ディスクは、日本産業規格Ｘ6282又はＸ6249に適合する直径120㎜のもの（いわゆるＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）でなければならない。	1．媒体　提出される光ディスクは、日本産業規格Ｘ6249に適合する直径120㎜のもの（いわゆるＤＶＤ－Ｒ）でなければならない。
2．（略）	2．（略）
3．ラベル面の記載等	3．ラベル面の記載等
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア　（略）	ア　（略）
イ　ファイル名	イ　ファイル名
㋐　証拠説明書：証拠説明書. pdf	㋐　証拠説明書：証拠説明書. pdf
㋑　証拠	㋑　証拠
・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“号証.”＋ファイル形式	・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“号証. pdf”
・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）	・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）